部長及び参事官　　厚生発第109号
殿　　令和５年３月17日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

警察職員の惨事ストレス対策の実施について（通達乙）

大規模災害や凶悪犯罪等の発生に伴う警察活動では、職員が日常の範囲を大きく超えた極めて強い惨事ストレスにさらされる可能性があることから、効果的かつ集中的な惨事ストレス対策を実施するため、「警察職員の惨事ストレス対策の実施について（通達乙）」（令和４年３月24日厚生発第105号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、令和５年４月１日からは、別添「高知県警察職員惨事ストレス対策実施要領」により実施するので、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

高知県警察職員惨事ストレス対策実施要領

第１　趣旨

惨事ストレスとは、職務を通して心的外傷（トラウマ）を引き起こすような出来事や、その被災者等に接することにより生じるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）をはじめとしたストレス反応の一種である。

警察活動においては、職員自身が身体・生命の危機に直面したり、多数の遺体を取り扱うなど、肉体的な過酷さに加え、日常の範囲を超えた極めて強い心理的ストレスにさらされる可能性がある。

また、職員の殉職等（自殺を含む。以下「殉職等」という。）、周囲の職員が強い衝撃を受けることが想定される事案が発生した場合も、惨事ストレス対策と同様にメンタルヘルス不調の予防対策を講じる必要がある。

これらのことから、職員のメンタルヘルス不調の予防を目的に、平時、事案対応時及び対応後の各段階、又は殉職等の事案発生後において、適切なケアを実施するための要領を定めるものである。

第２　実施内容

１　大規模災害等への対応前後

ストレスケアが必要と認められる職員に対し、事案対応中及び対応後の各段階に応じ、適切なストレスケアを実施するほか、事案対応時及び対応後のストレス反応を可能な限り低減するため、平時においても予防的ケアを行う。

具体的には、各所属の実情に応じて、以下の事項を実施するものとし、実施に際しては、別添１「災害時健康管理マニュアル（警察署版）」を活用すること。

(1)　平時における予防的ケア（惨事ストレスに関する教養）

惨事ストレスの影響を最小限にとどめるための前提として、あらかじめ職員自身が惨事ストレスに関する知識を有しておくことが重要であることから、健康管理責任者（所属長をいう。以下同じ。）は、全ての職員に対し、各種教養の機会を通じて惨事ストレスに関する教養を継続的に実施すること。

(2)　事案対応時のストレスケア

ア　活動前後の教養

健康管理責任者は、有事における各種活動の前後に行う指示等の機会を通じ、惨事ストレスに関する教養を実施すること。

イ　体調の確認

幹部職員（本部にあっては、課長補佐等以上、署にあっては課長以上とする。以下同じ。）は、職員への声掛けや表情・態度の観察を通じて心身の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うこと。

ウ　休憩時間等の確保

職員の中には、ストレスの影響で過覚醒状態となった結果、休憩や休養を取らずに活動しようとする者が出る可能性があるため、健康管理責任者は、交代人員を確保し、適切な休憩や休養の時間を与えて疲労の蓄積を防ぐこと。

(3)　事案対応後のストレスケア

ア　心身の健康状態の確認

活動終了後や派遣先からの帰任時等において、幹部職員は、職員への声掛けや表情・態度の観察を通じて心身の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うこと。この場合において、一定期間を経過した後に心身の不調を来す場合もあることに留意し、しばらくの間は職員の様子の変化を観察し、心身の健康状態の確認を継続すること。

イ　惨事ストレスチェックの実施

惨事ストレスによる心身の不調が１か月を超えて継続する職員に対しては、個別に対策を講じる必要性が高いことから、対象職員の惨事ストレス対策が必要となった事案（以下「対象事案」という。）の発生から１か月以降を目途に、健康管理責任者は、対象職員に対する惨事ストレスチェックを実施すること。

なお､惨事ストレスチェックの実施方法等については別途連絡するが、惨事ストレス及び惨事ストレスチェックの意義について、あらかじめ十分周知しておくこと。

ウ　高ストレス者等への個別面接指導の実施

健康管理責任者は、対象職員のうち、前記(2)の結果から高ストレス者と判断された職員、その他各種情報等から個別に対策を講じる必要性が高いと判断される職員に対しては、産業医に報告するとともに、産業医又は保健師（以下「産業医等」という。）による個別の面接指導を実施すること。

２　殉職等事案の発生後

(1)　職員への事案概要の説明

健康管理責任者は、関係する所属職員に事案概要等の説明を行い、教養資料等を配付すること。

(2)　心身の健康状態の確認

幹部職員は、職員への声掛けや表情・態度の観察を通じて心身の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うこと。この場合において、一定期間を経過した後に心身の不調を来す場合もあることに留意し、しばらくの間は職員の様子の変化を観察し、心身の健康状態の確認を継続すること。

(3)　惨事ストレスチェックの実施

事案発生からおおむね２週間後を目途に、健康管理責任者は、対象職員に対する惨事ストレスチェックを実施すること。

なお、惨事ストレスチェックの実施方法等については別途連絡するが、惨事ストレス及び惨事ストレスチェックの意義について、あらかじめ十分周知しておくこと。

(4)　高ストレス者等への個別面接指導の実施

上記「第２　実施内容」の１の(3)のウのとおり実施すること。

第３　実施時の留意事項

１　対象事案の主管課との連携

対象事案が発生したときは、部門横断的な連携のもと、当該事案の主管課と厚生課が緊密に連携の上、情報共有を図ること。

２　警察庁惨事ストレスケアチームの派遣要請の検討

厚生課は、対象事案の発生を認知したときは、事案発生所属及び当該事案の主管課と連携し、別添２「警察庁惨事ストレスケアチーム派遣要領について（通達）」（令和４年１月14日付け警察庁丙教厚発第２号）に基づく警察庁惨事ストレスケアチームの派遣要請について検討すること。

第４　個人情報の取扱い

惨事ストレス対策として取り扱う対象職員の個人情報は、産業医等以外の第三者が知ることのないよう保秘を徹底すること。